

広島県選挙管理委員会告示第五十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第六条第一項の規定に基づき提出された政治団体の届出を改める旨の報告があったので、次のとおり公表する。

令和五年七月六日

広島県選挙管理委員会委員長 国 政 道 明

令和四年九月十五日付け広島県報（定期）第七十三号に掲載の広島県選挙管理委員会告示第八十三号（政治資金規正法の規定による届出があった政治団体の名称等）について、次表のとおり改める。

政治団体の名称	訂正前	訂正後	訂正願受理年月日
日本維新の会衆議院広島県第3選挙区支部	小田 康晴	小田 康治	令和五年六月二十七日